シリーズ：変わる医療制度③

後期高齢者医療制度の保険料決定

被保険者一人一人が負担

11月13日に行われた介護予防山田教室

11月19日に県後期高齢者医療広域連合議会が開催され、来年4月から始まる後期高齢者医療制度の保険料が決まりました。

保険料は均等割所得割の合計額

保険料は、被保険者全員が人数割りで負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額（所得×所得割率）」の合計額で計算されます。均等割額と所得割率は、各県の広域連合が独自に決定するもので、岩手県広域連合では、均等割額を3万5800円、所得割率を6・62％と定めました。

なお、世帯の所得が一定以下の場合は均等割額が7割から2割の範囲で軽減されます（下表）。

ただし、被保険者や世帯員が申告をしていないなど世帯の所得が分からない場合は、保険料の軽減を受けられないことがありますのでご注意ください。

被扶養者も全員が負担

従来の老人保健制度では、被用者保険（健康保険組合、船員保険、社会保険、共済組合など）の被扶養者は保険料の負担がありませんでしたが、後期高齢者医療制度では被扶養者の皆さんも保険料を納めていただくことになります。

ただし、被用者保険の被扶養者でこれまで保険料を負担していなかった方は、被保険者になってから2年間は均等割額の半分が保険料になります。さらに経過措置として、来年4月から9月までは全額が減額となり、10月から翌年3月分までは9割が減額されます。

納付する方法は2種類

保険料を納める方法には「普通徴収」と「特別徴収」があります。特別徴収は、年額18万円以上の年金を受け取っている方が対象で、来年4月分の年金から保険料の天引きが開始されます。また、普通徴収は保険料と介護保険料を合わせた額が年金の半分を超える方が対象となり、町が発行する納付書で納めていただきます。普通徴収は、来年7月から実施されます。

窓口負担割合は凍結に

70歳から74歳までの前期高齢者の方で医療機関での窓口負担が1割の方は、来年4月から2割に引き上げられる予定でしたが、平成21年3月まで1割負担のまま凍結されることになりました。対象となっている方には、新しい受給者証を来年3月中にお送りします。

◆問い合わせ　役場住民生活課医療給付担当（☎82－3111内線124）へどうぞ。

◆保険料（均等割額）軽減の対象と割合

世帯の総所得金額	軽減割合
基礎控除額（33万円）を超えない世帯	7割
24.5万円×世帯の人数（本人除く）＋33万円を超えない世帯	5割
35万円×世帯の人数（本人除く）＋33万円を超えない世帯	2割

◆保険料計算例（夫婦2人、年金収入のみの世帯の場合）

世帯構成	収入	所得	軽減割合
世帯主（75歳）	1,680,000	480,000	7割
妻（75歳）	1,200,000	0	
合計	2,880,000	480,000	

▶世帯主の保険料
所得割額　（所得480,000円－基礎控除330,000円）×6.62％＝9,930円
均等割額　35,800円－（35,800円×70％）＝10,740円
保険料年額　9,930円＋10,740円≒**20,600円**（100円未満切り捨て）

▶妻の保険料
所得割額　（所得0円－基礎控除330,000円）×6.62％＝0円
均等割額　35,800円－（35,800円×70％）＝10,740円
保険料年額　0円＋10,740円≒**10,700円**（100円未満切り捨て）